

公示 第 2 号

貨物検査場所の指定についての一部改正について

「貨物検査場所の指定について」（平成 11 年 7 月 1 日付公示第 1 号）の一部を下記のとおり改正する。

平成 26 年 6 月 20 日

豊橋税関支署長 徳永 国俊

記

貨物検査場所の指定について（平成 11 年 7 月 1 日付公示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 項を次のように改める。

3 豊橋税関支署及び支署出張所の構内（豊橋税関支署及び衣浦出張所の庁舎にあっては、貨物検査場、旅具検査場及び税関事務室並びに蒲郡出張所の庁舎にあっては、税関事務室に限る。）

附 則

この公示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

貨物検査場所の指定について(平成11年7月1日 豊橋税関支署長公示第1号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 ~ 2 (省略) <u>3 豊橋税関支署及び支署出張所の構内（豊橋税関支署及び衣浦出張所の庁舎にあっては、貨物検査場、旅具検査場及び税関事務室並びに蒲郡出張所の庁舎にあっては、税関事務室に限る。）</u>	1 ~ 2 (同左) <u>3 豊橋税関支署及び支署出張所の構内（豊橋税関支署及び衣浦出張所の庁舎にあっては、貨物検査場、旅具検査場及び税関事務室並びに蒲郡出張所にあっては、税関事務室に限る。）並びに蒲郡港湾合同庁舎の構内（庁舎を除く。）</u>